

文部省・厚生省・農林水産省の連携方策について

我が国の最近の食生活は、健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れ、食料の海外依存、食べ残しや食品の廃棄の増加等により、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加、食料自給率の低下、食料資源の浪費等の問題が生じている。

このような事態に対処して、諸問題を解決し健全な食生活を実現するため、本年3月、文部省、厚生省、農林水産省は共同して「食生活指針」を策定し、さらに、この指針について、国民各層の理解と実践を促進するため「食生活指針の推進について」が閣議決定されたところである。

食生活の重要性についての国民の理解を促進し、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るためには、教育の観点から施策を行う文部省、健康の観点から施策を行う厚生省、食料の供給と消費の観点から施策を行う農林水産省が緊密な連携の下、食生活指針の普及・定着を通じ、消費者の食生活改善への取組を促すことが重要である。

このため、今後、文部省、厚生省及び農林水産省（以下「3省」という）は、①食生活指針の普及・定着に向けた体制整備、②食生活指針の普及・定着に関する全国的な広報活動等の連携、③食生活指針の普及・定着に関する地域段階での連携等を図ることとする。

1. 食生活指針の普及・定着に向けた体制整備

(1) 食生活指針推進連絡会議の開催

3省は、各省が実施する食生活指針の普及・定着のための各種事業の内容、方法に係る情報交換等を行うため、食生活指針推進連絡会議を引き続き開催する。

(2) 都道府県等における関係部局の連携体制の整備

3省は、都道府県、市町村において、必要に応じ、教育、保健衛生、生活、農林水産等の各部局が相互に協力して食生活指針の普及・定着に取り組むための連携体制が整備されるよう推進する。

2. 食生活指針の普及・定着に関する全国的な広報活動等の連携

(1) 政府広報

3省は、食生活指針の普及・定着に関する政府広報を統一的に申請、実施する。

(2) 各種媒体による広報

3省は、食生活指針の普及・定着に関するマスメディア、ポスター、パンフレット、副読本その他の広報媒体について、連携しつつ、作成・配布等する。

(3) 「食生活改善普及月間」における広報

厚生省が実施している「食生活改善普及月間」（毎年10月1日～10月31日）における取組の中で、3省は、食生活指針の普及・定着に関する広報を協力して実施する。

(4) 「子どもと話そう」全国キャンペーンにおける広報

文部省が実施している「[子どもと話そう]全国キャンペーン」（平成9年8月以降、実施中）における取組の中で、3省は、食生活指針の普及・定着に関する広報を協力して実施する。

(5) 「食を考える国民会議」による広報

農林水産省が支援している「食を考える国民会議」（平成11年12月設立）や同会員の広報活動等における取組の中で、3省は、食生活指針の普及・定着に関する広報を協力して実施する。

(6) 各種イベントによる広報

3省は、各省所管の関係団体がシンポジウム、セミナー、フォーラム、コンクール等、食生活指針の普及・啓発を図ることを目的とした各種イベントを開催する際に、必要に応じ、後援を行うほか、それぞれの人材、パネル・パンフレット等の啓発資材を活用できるよう支援する。

(7) 栄養成分表示の推進

3省は、関係所管団体のイベント、研修会等の場での普及・啓発等を通じ、食品産業の栄養成分表示を推進する。

3. 食生活指針の普及・定着に関する地域段階での連携

(1) 各地域における食生活指針の普及・定着方策の策定

3省は、都道府県、市町村において、関係部局が連携しつつ、必要に応じて、各地域の実情、特性を踏まえた食生活指針やその普及・定着方策を策定できるよう情報提供等の支援を行う。

(2) 各地域における取組

3省は、食生活指針の普及・定着を図るため、各地域で実施される消費者等を対象とした学習会、研修会、イベント等において、必要に応じて啓発資料の作成、配布や情報提供等が行えるよう支援を行うとともに、都道府県、市町村、保健所、保健センター、地方農政局、農林水産消費技術センター、食糧事務所、統計情報事務所（農林水産情報センター）、地域農業改良普及センター、社会教育施設、学校給食関係機関、食品産業、農林漁関係機関等の間で、共催・後援、人材の相互派遣、普及啓発資料の相互活用、情報の相互提供等の連携が図られるよう推進する。

(3) 学校教育における取組

3省は、学校教育の場において、食生活指針の普及・定着が図られるよう必要な啓発資料の作成、配布や情報提供等が行えるようの支援を行う。